

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金 庭 宜 雄
同	塚 本 つよし
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

### 名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 2月24日に提出された 7監管第 122号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

#### 2 理 由

本請求は、名古屋市の有料自転車駐車場の指定管理に係る基本協定等の締結及び指定管理料の支出等に関して、違法又は不当な点があるとして、以下のとおり主張し、違法性に対する監査の実施及び違法行為を前提とする指定管理料の支出の停止を勧告すること等を求めるものである。

- (1) 指定管理者が、利用者の所有物である自転車固定用のチェーンについて行政代執行手続等を経ることなく切断し、自転車を強制的に移動・処分している。また、事前の警告等がなく即時執行を行っている。これは、日本国憲法第 29 条に保障される財産権の侵害及び刑法第 261 条（器物損壊罪）に該当し得る違法行為である。
- (2) 名古屋市は、(1)の違法行為を事実上前提として指定管理を行わせている。違法行為を内容とする契約は公序良俗違反により無効又は違法（民法第 90 条、地方自治法第 2 条第 14 項）であり、基本協定等の締結行為自体が違法である。
- (3) 名古屋市職員が、指定管理者による違法行為を認識しながら、基本協定等の

解除、是正指導、支出停止等の措置を講じていないことは、地方自治法及び監督義務に反する財務会計上の怠慢（財務会計上の怠る事実）である。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求について、請求人は、指定管理者が有料自転車駐車を不正に利用している自転車の移動等を行う際に、行政代執行手続等を経ることなく自転車固定用チェーンを切断することは日本国憲法や刑法に反している等と主張し、基本協定等の締結及び指定管理料の支出等は違法又は不当であると述べているが、私見を述べているに過ぎず、請求の対象としている財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)